

## 費用対効果評価に関する検討状況の整理（案）

### 1．試行的導入に係る検討と制度化に向けた検討との関係

費用対効果評価については、平成 24 年 5 月以来、費用対効果評価専門部会において議論が進められ、平成 28 年度診療報酬改定時に医薬品・医療機器への試行的導入が決定され、現在、既収載の 13 品目（医薬品 7、医療機器 6）を対象に、分析が進められている。

試行的導入の 13 品目については、費用対効果評価の結果を踏まえた価格調整を平成 30 年度診療報酬改定時に行うことから、評価の方法や価格調整のあり方について、早期に一定の結論を得る必要がある。

一方で、制度化に向けた検討については、試行的導入における検討とは分けて整理することとしており、試行的導入に係る検討状況を踏まえながら並行して検討を行い、平成 30 年度からの制度化に向け、年内を目途に骨子をとりまとめる。

### 2．試行的導入に係る検討

#### （1）検討事項

試行的導入にあたっては、以下の項目に関する具体的な実施方法につき検討する必要がある。当部会において検討を実施してきた。

対象品目の選定のあり方

企業によるデータ提出

再分析の実施

総合的評価（アブレイザル）における

i. 増分費用効果比（ICER）の評価基準の設定方法

ii. 倫理的、社会的影響等に関する考慮

価格調整方法

#### （2）これまでの検討状況

これらのうち、～ については、平成 28 年度診療報酬改定までに結論が得られており、現在、当部会において ～ について検討を行っているところ。

(3) 今後の対応(案)

については、試行的導入においては、過去に行われた国内の支払い意思額(仮称)に関する調査の結果や、諸外国における評価基準を活用して評価基準の設定を行うこととし、新たな調査は行わない。

については、今後、当部会での検討状況を踏まえながら、薬価専門部会及び保険医療材料専門部会と合同で開催して検討することとしてはどうか。

### 3. 制度化に向けた検討

(1) 検討事項

制度化に向けて、以下の項目について検討し、年内を目途に骨子を取りまとめる必要がある。

対象品目、医療技術の選定のあり方

評価の手続き

i. 対象の選定から価格調整までの期間(評価期間)

ii. 実際に価格調整を行うタイミング

総合的評価(アブレイザル)における

i. 増分費用効果比(ICER)の評価基準の設定方法(支払い意思額(仮称)の調査の実施やその活用のあり方を含む。)

ii. 倫理的、社会的影響等に関する考慮

価格調整方法

(2) これまでの検討状況

これらのうち、については、当部会において既に議論が行われ、方針について一定の合意が得られたところ。

(3) 今後の対応(案)

~ については、試行的導入に係る検討状況を踏まえながら、並行して検討を行うこととする。